

志監査第46号

令和8年2月2日

請求人

(略) 様

志木市監査委員 成田 茂

志木市監査委員 河野 芳徳

志木市職員措置請求の監査結果について (通知)

令和7年12月15日付けで提出された志木市職員措置請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、監査の結果を通知します。

志木市職員措置請求（住民監査請求）に係る監査結果

1 請求の受付

(1) 請求人

(略)

(2) 請求書の提出日

令和7年12月15日

2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下、「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和7年12月16日に受理した。

3 請求の要旨

本件請求において請求人は、志木市中宗岡一丁目11番地内の市道の位置に誤認があり、志木市長及び都市整備部道路課の担当職員は、市道の位置を確定せず60年間市道の管理を怠ってきたことにより、数十年にわたり市道の一部を第三者に不法に占有され、盛り土造成のうえ駐車場として使用されるなど、市に2,375,000円の損害が生じているので、市長及び都市整備部道路課の担当職員に対して、損害の補填を請求するものである。

4 監査の実施

(1) 監査対象事項

請求人の主張する、違法不当な公有財産の管理が法第242条第1項に規定する財務会計上の行為であるか。を監査対象事項とした。

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和8年1月14日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

その際、法第242条第8項の規定に基づき、関係職員として都市整備部道路課の職員が立ち会った。

請求人は、証拠書類を提出し、請求内容の補足陳述を行った。

(3) 監査対象部局

都市整備部 道路課

(4) 監査対象部局の陳述

都市整備部道路課に対し、法第242条第8項の規定に基づき、意見の陳述を求めたところ、同課より、陳述書及び関係書類の提出があった。

道路課陳述書（原文を記載）

① 本件道路（赤道）について

本件道路は、市道として認定していない法定外の道路で、いわゆる公図上の里道（赤道）といわれるものです。

公図とは、登記所が保管している旧土地台帳法所定の「土地台帳付属地図」を指し、明治6年から14年までの間になされた地租改正の際に作成された「地租改正図」を基礎に作成された「更正図」が基本となっています。

里道は、その公図上に、「赤色に着色された無番地の土地」として記載されたことから、通称「赤道」とも呼ばれています。また、地租を課さない官有地、国の営造物として整理されたことから、その存在や面積を正確に把握する必要がありませんでした。

現在でも地番が無く、登記簿にも記載されず、ただ登記所にある公図に図示され、赤に着色されることにより、その存在が確認できるものとなっています。

② 本件道路の管理について

赤道は国の営造物でしたが、平成11年7月に国から「機能管理及び財産管理を一体として地方公共団体の自治事務として処理するのが適切であるため、国有財産の譲与について推進を図るべき」との地方分権の方針が示されましたので、本市においても一括譲与の手続きを進め、平成16年4月1日をもって本市の財産となり維持管理を行っております。

③ 本件道路の状況について

場所は、一般国道254号和光富士見バイパスと県道保谷志木線が交わる上宗岡一丁目交差点近くの南北方向に延びる赤道となり、志木市中宗岡一丁目1675-1地先となっております。

現状は、整地された砂利道の行き止まり道路で、市道2459号線に接している状況です。

④ 本件道路の第三者による占有について

本件道路の位置については、旧公図、土地改良換地図、現在の公図、航空写真等を基に、現地を確認し、公図と現況との間に相違はないものと判断しており、監査請求書による、本件道路上の第三者の盛り土は、民地内で行われた行為であり、本件道路上において、第三者による占有行為は確認できません。なお、一般国道254号和光富士見バイパス整備に伴い、平成19年3月28日に請求者と事業主体である埼玉県より業務を受注した業者とで、公図等の資料のもと、現地立会の上、境界の位置を確認し、請求者も承諾しています。

⑤ 損害について

本件道路内において、第三者の盛り土によって占有されている事実はないため、損害については、発生しておりません。

5 監査の結果

(1) 事実関係の確認

請求人は、志木市長及び都市整備部道路課の担当職員が、中宗岡一丁目11番地内の市道の位置を確定せず60年間市道の管理を怠ってきたことにより、第三者に占有され、市に損害が生じていると主張している。

「監査請求の対象として何を取り上げるかは、基本的には請求をする住民の選択に係るものであるが、具体的な監査請求の対象は、当該監査請求において請求人が何を対象として取り上げたのかを、請求書の記載内容、添付書面等に照らして客観的、実質的に判断すべきものである。」(最高裁平成14年7月2日第三小法廷判決)

これを本件請求についてみると、措置請求書、事実証明書、請求人の陳述及び証拠書類から、中宗岡一丁目741番と742番2に接する市道の境界の位置に誤認があり、その是正等を求める趣旨のものにはほかならないと判断することができる。

本件市道の境界の位置については、平成19年3月28日に、一般国道254号和光富士見バイパスの整備に伴い、埼玉県県土整備部朝霞県土整備事務所職員と土地所有者、隣接土地所有者が現地立会いの下、境界の位置が確認され、土地所有者、隣接土地所有者から埼玉県に土地境界立会確認書が提出されており、境界は確定しているものと解される。

境界の確認については、埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱で、埼玉県県土整備部・都市整備部所管の道路事業、河川事業、ダム砂防事業及び都市計画事業等のために必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償その他これらに関連する事務の取扱いについて定められており（同要綱第1条）、境界確認等について、土地の測量を行う場合に当たっては、土地等の権利者等のうち土地に関して権利を有する者、利害関係を有する者の立会いを求め、境界標を設置するものとする。（同要綱第16条第1項）

また、前項の場合において、立会いを得たときは、土地境界立会確認書に確認を行った者の署名押印を求めるものとする。（同条第2項）などと規定されている。

境界確認については、「市と隣接地の所有者とが対等の立場で所有権の範囲（土地境界）について協議するものであって、私法上の契約の性質を有し、両者の合意により境界に関する協議が調った場合には、これにより公有地と隣接地との所有権の範囲が確定されるものと解するのが相当である。」（福岡地裁平成20年4月22日判決）

また、「国有財産法に基づく境界確定協議は、行政庁と隣接地所有者とが対等の立場で協議することが予定されているもので、私法上の契約の性質を有するものであり、行政庁の優越的地位に基づいてなされるものではないと解されるところ、法律によらなければその効果が付与されない性質のものとは解されず、国有財産の場合と公有財産の場合とで、法律の有無によって、その法的性質が異なるものとは認められない。」（福岡高裁平成21年

2月4日判決)とされている。

よって、必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償その他これらに関連する事務の取扱いについて定めている、埼玉県県土整備部・都市整備部用地事務取扱要綱に基づいてなされた上記境界確認は、私法上の契約の性質を有しており、財務会計上の行為と認められる。

しかしながら、当該境界確認は埼玉県の行った財務会計上の行為であって、志木市監査委員は、当該境界確認行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かを判断しなければならない関係にはない。

(2) 結論

以上のことから、請求人の本件請求は失当であり、請求要件を欠いて不適法であるので、これを却下する。